主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

家屋の賃借人が、賃貸人の承諾を得ないで、第三者に転貸した場合に転貸を承諾 しない家屋の賃貸人は、賃貸借契約を解除しなくとも、転借人に対しその明渡を求 めることができることは、すでに当裁判所判例において説明したとおりである(判 例集五巻六号三六一頁)。それ故、論旨は理由がない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

毅		野	真	裁判長裁判官
輔	悠	藤	斎	裁判官
郎	Ξ	松	岩	裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官